## 「中小企業信用保険法第2条第5項第4号の認定を申請される方へ」

## 【対象中小企業者】

国が指定する地域において1年以上継続して事業を行っており、国の指定する災害等の発生に起因して、その事業に係る当該災害等の影響を受けた後、原則として最近1か月間の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれ、借換(借換資金に追加融資資金を加えることは可)を行う中小事業者。

## 【提出書類一式】

次の「提出書類一式」はすべて提出していただきます。<u>控えが必要な場合は**御自身で写しを取ってから**申</u>請してください。

- 1. 認定申請書…2枚(1枚は市に提出、1枚は認定書として交付)
- 2. 最近1か月の月別残高試算表の写し

月別残高試算表を作成していない方は売上元帳等の写し(販管費、売り先等の明細のない資料の場合は、税理士または会計士の署名・捺印が必要)。確定申告書に該当月の月別売上が記載されていればその写し ※ 売上高を確認しますので、その**客観的根拠となる資料**を御用意ください。円単位の資料の場合は円単位で、千円単位の資料の場合は千円単位で御記載ください。円単位・千円単位が混在する場合は千円単位で計算し、「〇〇〇千円」という記載方法をお取りください。端数がある場合、切上げ、切捨て、四捨五入のいずれを用いても構いませんが、減少率が 20%未満の場合、切上げ等を行い 20%にすることはできません。

## 【最近1か月】とは申請月の前月または前々月です。

- 3. 2.で確認した最近1か月に連続するその後2か月の売上見込みが確認できる資料
- 4. 前年同期(「同期」とは2.及び3.で確認した期間)の**月別残高試算表**の<u>写し</u> 月別残高試算表を作成していない方は、売上元帳等の<u>写し</u>。確定申告書に該当月の月別売上が記載されて いればその**写し** 
  - ※売上高を確認しますので、その**客観的根拠となる資料**を御用意ください。
  - ※申請書の金額は原則として円単位で御記載してください。千円単位の書面しかない場合は「〇〇〇千円」 という記載方法をお取り下さい。
  - ※端数がある場合、切上げ、切捨て、四捨五入のいずれでも構いません。
- 5. 直近の確定申告書(納税地・納税者名及び税務署受領の確認ができる必要があります。**電子申告の場合、** 「**受信通知」または「メール詳細」を添付**してください)

法人の場合…前期法人税確定申告書の写し(別表一(一)のみで可)

個人の場合…前年の所得税確定申告書の写し(第一表のみで可)

- 6. 履歴事項全部証明書(法人の場合)…発行日から3か月以内のもの
  - ※ 本店登記地が川崎市内であることが必要です。
- 7. 許認可証等の写し…許認可等が必要な業種の場合、すべての許認可証等の写し(運送業、建設業、飲食業等)
- 8. 当該災害等の影響により売上高が減少しまたは減少すると見込まれる理由を客観的に示すもの
- 9. 事業報告書等の写し(NPO法人の場合)
- 代理人が申請される場合は、委任状と代理人の連絡先を確認できるもの(名刺等)を御用意ください。

【認定窓口】お近くの窓口へお越しください。また、お車での来訪はなるべく御遠慮ください。

- ◆川崎市経済労働局 金融課 電話:544-1846 ファックス 544-3263
  - (幸区堀川町 66-20 川崎市産業振興会館 5 階 (JR・京急 川崎駅下車))
- ◆川崎市経済労働局 中小企業溝口事務所 電話:812-1112 ファックス 812-2075

(高津区溝口 1-6-10 てくのかわさき 3 階 (JR・東急 溝口駅下車))

法人の場合は本店登記地、個人事業者の場合は主たる事業所の所在地(住民登録地ではありません)が川崎市でない場合、本店登記地または主たる事業所の所在地の市区町村にて認定手続を行ってください。

- ●申請書ダウンロードURL: http://www.city.kawasaki.jp/280/page/0000017765.html (こちらから申請書を取り出すことができます。)
- ●中小企業庁URL: http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu\_net\_4gou.htm (こちらで制度の詳細を見ることができます。)
  - \*\*\*\* 申請にあたっては、以下の点について御了承ください \*\*\*\*
- ★本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。